

総評労働運動とパートタイム労働

山 田 和 代

はじめに

- I 総評主婦の会にみる主婦の就業形態の変化
 - II パートタイム労働をめぐる時代的文脈—総評本部組合員の回顧記述から
 - III 地域の労働運動によるパートタイム問題への接近
- むすび

はじめに

パートタイム労働者の増加は労働組合運動にどのようなインパクトを与えたのだろうか。本稿は、この課題を1970年代から1980年代前半における日本労働組合総評議会（総評）の関連組織について、次の3つの側面から検討する。その一つは総評主婦の会によるパートタイム問題の取組から、二つめは運動史上のパートタイム労働の位置について総評本部の要職にいた組合員の回顧記述から、三つめは地域労働組合運動におけるパートタイム労働をめぐる活動からである。この検討を通じて、パートタイム労働をめぐり出現し、同時進行した多様な運動の存在を紹介するとともに、あらたに受けとめるべき課題を明らかにしたい。

なお、本稿で、対象とする時期を70年代から80年代前半までに限定したのはパートタイム労働の拡大が予測されたこと、また、総評の関連組織に限定したのは筆者が総評労働運動のこれまでの分析の延長線上に、パートタイム労働をめぐる総評内のさまざまな動きを整理・分析し、位置づけたいと考えたからに他ならない。

I 総評主婦の会にみる主婦の就業形態の変化

(1) 内職，そしてパートタイム労働

総評主婦の会は総評加盟の男性労働者の妻によって組織され、1960年7月に

発足している。主婦の会は、会員たちが内職からパートタイム労働へと就業形態を変化させている実態を1960年代後半にすでに把握していた¹⁾。それは総評主婦の会によって65年から毎年開催された「内職大会」でパートタイム問題を取り上げていたことからわかる。

71年2月の第7回内職大会は「内職」「パート」の2つの分科会を設けた。そこでは、主婦就労の収入が家計に加えられ、主婦の就業動機や就業形態が「家計の赤字に苦しむ主婦は内職より多少賃金の良いパート」²⁾へと変化している様子が指摘されている。その結果、同大会は、「パートタイマー調査の集計」を踏まえ、春闘での大幅賃上げ、パートタイム労働者の組合結成、保育所の増設を彼女たちの要求として掲げることになった。主婦の会は、会員たちの権利意識を育成する学習会の開催や、集会、懇談会を県評の指導・協力を得て実施することを呼びかけ、パートタイム労働の実態、要求の把握、パートタイム労働問題への対策を組合と共同で進める必要性を喚起した³⁾。また第7回内職大会の添付資料「パートタイム雇用に関する諸問題」を見ても、主婦のパートタイム労働が一般に家計補助的で安価と見なされていることが指摘されており、その低い労働条件を是正するために、労働組合への加盟やパート労働者の組合結成が必要であるという主張へと発展していたことがわかる⁴⁾。

総評主婦の会は発足当初、夫の低賃金闘争を支えるものであったが、内職大会を通じて内職就労の劣悪な状態が明らかにされたことによって、彼女たちの活動は内職者と連帯して適正工賃の要求や立法・行政への改善要請へと展開した。内職大会は、開催日が2月あるいは3月であったことも手伝い、「主婦の春闘総決起大会」と呼ばれ、夫の低賃金をいかに上げるかという目的と自らの就労条件の向上という目的が並存することになったのである。そして、内職問題だけではなくパートタイム問題への対策が加わったことで、例えば第9回内職大

1) 総評主婦の会に関しては総評主婦の会全国協議会編（1989）、野村（1960）、山田（1999）を参照。

2) 総評主婦の会（1971）、5頁。

3) 総評主婦の会（1971）、38頁。

4) 総評主婦の会（1971）、69-72頁。

会（1973年2月）の「要望」に、「春闘で大幅の賃上げを家族ぐるみでかちとろう」という項目に並んで、「パートタイマーの組織化，労働組合の協力と指導」が記されることになった。⁵⁾すでに、内職問題への対応を活動の軸の一つとしてきたそれまでの主婦の会は、パートタイム労働の低賃金や社会保険の欠如の問題に取り組み、組合に対し組織化の協力を要求することによって、パートタイム問題の取組を開始したのである。時は第一次石油危機をむかえようとしていた。

石油危機後の開催となる第11回内職大会（1975年2月）は、急激なインフレや減量経営の下で周辺化されるパートタイム労働者の状況を、「不況の波は日本産業の底辺で働いている内職者，パートタイマーを襲っています。仕事に継続性がない，工賃が実質的に下っている，中小企業の倒産による不払い，パートの首切りなど問題が起き，内職，パートで働く主婦は物価高騰の中で不安な生活を送っています」⁶⁾と描写した。74年，75年の雇用変動（非農林業）は女性の「常雇」「臨時」のみが対前年で減少するという状況でありながらも，不安定さを解消できないでいるパートタイム労働を継続希望する主婦の会会員は決して少なくなかった。⁷⁾

他方で，70年代前半に見られる会員の就業形態の移行と，それを背景とする彼女たちの要望からも推測されるように，当時の主婦の会会員のパートタイム労働への就労は正規労働というよりは内職との連続性をもっていたと考えられる。それは、「家内労働対策の強化」と「最低賃金制確立の闘い」をもって77年の国民春闘の「最大の目標」として併記しつつ要請していたことがその一面を映している。⁸⁾内職大会の名称は77年に、「内職パート大会」へと改称されるが，それは主婦の会の活動の性格が大きく変貌したというよりは，むしろ活動内容の実態を反映したものであったといえる。

5) 総評主婦の会（1973），43頁。

6) 総評主婦の会全国協議会（1975），8頁。

7) 総評主婦の会全国協議会（1975），46頁。主婦の会のアンケート調査では比較的高年層の主婦が多いとしながら，就業継続のために保育所設置運動の必要性を訴えている。

8) 総評主婦の会全国協議会（1977），10頁。

（2）婦人局および地域との連携

総評主婦の会会員の就労がなおも不安定な低賃金労働へと移行したことは、総評労働運動でのパートタイム対策やその組織化運動との間にどのような関連を見出せるのだろうか。一つは、主婦の就労が「家計補助的」と表現されたように、夫の低賃金が主婦を就労へと向かわせるという認識から、夫の賃金の引き上げを運動課題とする方向が考えられる。これは、「お父さんの大幅賃上げ」という要求に結びついていた。もう一つは、彼女たちの低賃金をいかに克服するかという方向である。これは、女性労働が「家計補助的」であること自体を問題にし、また女性全体の労働問題としての低賃金問題や内部・外部労働市場の構造的問題を突き詰める方向であった。この2つの方向は、総評主婦の会でいずれかの選択をとるというよりも、後者の視点がより強まっていくと考えられる。

その理由は、総評主婦の会と総評婦人対策部との関連に見ることができる。1970年代後半、主婦の会は具体的運動課題で、「内職で働く人たちのグループをつくり、労働組合と連携をとり働く条件の向上をはかりましょう」「パートの組織化をはかり、労働組合婦人部と連携を密にし、労働条件の改善と雇用の保障を要求し働く権利を確立しましょう⁹⁾」と記述していた。これは、彼女たちの労働条件の向上にとって、内職者であれパートタイム労働者であれ、労組や婦人部との連携が不可欠だという考えを明確に打ち出したものであった。

中でも75年の国際女性年以降、総評婦人対策部による男女雇用平等法制定運動の展開は、主婦の会が低い労働条件を性差別の問題として捉える契機になっていたと思われる。それは次のような主婦の会の記述からである。

「長期化する不況のなかで、多くの労働者が首切り、合理化にあっておりますが政府・財界は婦人をその対象の第1としています。そして、それにかわるものとして主婦労働をはめこんでいこうとしています。1975年国際婦人年世界大会で採択された「婦人の十年行動計画」宣言にともなわが国でも「国内行動計画」が発表されましたが、その内容は婦人労働力のパターンを若年期労働と再就職型家計補助主婦労働者の

9) 総評主婦の会全国協議会（1979）、4、5頁。

二つの型に固定化させ、これまでの婦人労働者の「保護」条項は解消し、賃金、雇用の差別はそのままにして、婦人労働者を実質的に「パート型」「内職型」に定着させようとする¹⁰⁾意図が明らかにされました。」

また、第14回内職大会（1978年3月）では、当時の総評婦人対策部長・山野和子氏が「平等と労働権の確立を」と題された基調講演で次のように語っている。すなわち、「私たち婦人にとっては、雇用賃金をはじめ、職場や昇進、定年、年金にいたるまで差別の中に身をおいている」、「内職だから、パートだから仕方がないではなく、働く権利・生きる権利を基本にして今の実態をどう変えていくか討論を深めたい」と。当時、主婦の会会員は女性の低賃金・差別賃金の解消を促すこのような発言に接していたのである。¹¹⁾そうして主婦の会の要求は、総評婦人対策部による性別賃金格差是正や均等待遇実現の運動と接点をもつことになり、男女雇用平等法の制定要求をその活動内容に組み入れていくことになる。

他方、同じ時期に総評主婦の会は婦人対策部との「連携」に加え、地域へも目を向けている。その運動目標では、家内労働者の組織化と共闘の基盤形成に向け、「できれば地域（できれば地区労）での内職・パートの集会」の開催や地域での運動の確立、そして地域のパートタイム労働者との組織活動の連帯を謳¹²⁾っている。その背景には後述するような地域の労働運動の展開と関連していた。

1980年代に入ると、内職・パート大会は国民春闘共闘会議と共に開催されることで、その運動が進んだ。¹³⁾すでに、第16回内職・パート大会（1980年）の具体的な運動課題では全15項目中5項目にわたりパートタイム労働に関する内容が

10) 総評主婦の会全国協議会（1979）、3頁。なお、同様の内容は第14回大会でも検討されたようだが、同大会の一次資料を見ることができず、ここでは第15回大会資料の記述を用いた。

11) 新聞「総評主婦の会」1978年3月25日付。

12) 総評主婦の会全国協議会（1979）、3、14頁。

13) 国民春闘共闘会議・総評主婦の会全国協議会（1980）、9頁。第16回内職・パート大会（1980年）では、それまでの大会を、「内職、パートは、個人々による契約で続けられたため、きわめて閉鎖的なものとして、これまで社会の底に沈んで、労働問題として対処されることがありませんでした」と振り返った（国民春闘共闘会議・総評主婦の会全国協議会（1980）、6頁）。

占めた。彼女たちのパートタイム労働に関する要求は労働条件の明示、労働基準法による規制、フルタイム労働者との同率賃金（時間給換算）の要求等をルール化して獲得することであった。他にもパートタイム労働者への社会保障制度の適用、労働組合でのパートタイム問題の提示や組織化なども要求としてあがった。これらは、総評婦人局の同時期のパートタイム対策の記述や、1980年代半ばに総評組織局が提示した資料と重複する部分があったことから、パートタイム労働対策が総評運動の一つの流れとなろうとしていたと見ることができよう。¹⁴⁾

内職パート大会は第20回（1984年）で幕を閉じるが、翌年から「家内労働対策を強化する全国集会」が、86年からは「パートタイマー全国交流集会」が総評においては開催されている。後者の全国交流集会には地域ユニオンに属するパートタイム労働者、パート110番担当者、単産・県評・地区労働者が中心に参加しており、主婦の会の女性たちが多くを占めたわけではなかった。この点では総評主婦の会の内職・パートタイム労働に関わる取組にとって一つの節目であったといえよう。

こうして1970年代末以降、総評主婦の会は労働組合および総評婦人局や地域のパートタイム労働者との新しい接点を求め、そのことを通じて新しい活動内容を発展させてきたのであった。

II パートタイム労働をめぐる時代的文脈—総評本部組合員の回顧記述から

(1) 男女雇用平等の動き

パートタイム問題に取り組むということが、当時の総評中央においてどのような文脈の上での課題であったのか。ここでは総評本部の婦人局長と副事務局長の回顧記述から見ておきたい。

まず、総評の女性組織である総評婦人対策部（1978年7月に総評婦人局へと改称）は、「全国婦人代表者会議」「春闘ブロック別婦人活動家学習会」「は

14) 山田（2004）を参照。

「たらく婦人の中央集会」を開催・主催してきたが、それらの活動の目標・課題・テーマに限って見れば、パートタイム労働についての語句が登場するのは14回はたらく婦人の中央集会（1969年）のテーマに「パート・臨時・内職」が、第17回全国婦人代表者会議（1974年）の目標・活動に「パートタイム労働者の組織化をすすめる」が最初である。もっとも総評の婦人活動方針の中には、すでに1960年代から「パート対策」が含まれていた。

総評女性組合員の1970年代の運動では、男女間の労働条件の格差是正、母性保護、保育所設置要求や育児対策、パートタイム問題対策の必要性等が課題として掲げられているが、70年代後半以降、総評婦人局は男女雇用平等の法制定と労働基準法の改悪阻止の運動を中心課題として展開していた。¹⁵⁾これは、総評解散まで婦人局長を務めた山野和子氏によれば、75年の国際女性年を起点とした大きな流れの中での運動課題であった。山野氏は、このパートタイム労働者への取組について、「政策的に流動労働力層として、差別雇用構造の低層部にくみこまれ、企業の意のままに雇用されているパートタイマーの身分保障、労働条件の格差を是正するたたかいを、婦人の労働権確立のたたかいの基本としてとらえ、組織することが、八〇年代の緊急課題である」¹⁶⁾と位置づけていた。

パートタイム問題は1980年、「婦人の労働権確立のたたかいの基本」の一つに据えられていた。ここでいう「婦人の労働権」とは、「女であり、母親であることを理由にして、差別されることなく、働くことが保障されること」という意味であり、「社員、パート、臨時と身分を差別することによって、労働条件に差をつけることを許してはならない」という主張を生み出すことになった。¹⁷⁾また未組織労働者の組織化を進展させることによって、「分断と差別の排除」を進めることも、運動の課題とされるに至っている。

すでに明らかな様に、パートタイム労働が問題であるのは、それが不安定で、低賃金で、法的保護が欠如し、家計補助的労働であるからという理由だけでは

15) 山野（1990），123頁，『総評四十年史』編纂委員会編（1993），216-230頁。

16) 山野（1980），18頁。

17) 山野（1980），19頁。

ない。パートタイム労働がまさに性差別に他ならないという点で問題であると、総評婦人局は明確に位置づけ、主張したのである。この認識を前提として、総評婦人局は女性組合員、傘下組合、対政府・経営側にメッセージを投げかけ、運動を組み立てていくのである。さらにこのような性差別としてもパートタイム問題を捉える視角は、実際の運動のなかでの温度差はあるにせよ、総評主婦の会とも共有されていたのである。総評婦人局による性差別の問題に対する運動は男女雇用均等法策定をめぐる1983年の「ヤマ場」へと向かっていく。

（2）労働戦線統一の中で

パートタイム労働の取組をめぐる80年代のもう一つの時代的文脈は、総評副事務局長であった平四郎氏の回顧記述に見られる「600万総評」の運動である。総評は「600万総評」の方針を84年7月の第71回定期大会で決定した。総評加盟労働者は70年代には450万人後半で推移していたが、80年代に入ると減少傾向をみせ、84年に443万人となった。日本の労働組合推定組織率も70年の35.4%から83年には3割を下回り、29.7%にまで落ち込んでいた。「600万人総評」の構想はそんな折に登場したのである。

組織拡大の動きは、当時の総評運動におけるいくつかの問題点を浮上させた。平氏によればその一つは、春闘の際にみられた団結の強さが消失しつつあったことである。そして、団体交渉や労働争議のあり方の変化にも運動の低迷傾向を見ていた。二つめは未組織労働者が地県評に組織されたとしても、その地県評が中央単産に加盟しない限り総評加盟ができないという、総評の組織原則の壁があったことである。¹⁸⁾三つめは、地域の組織末端で組織拡大の役割を担う組合員の不足というオルグ制度の存立に関わる問題であった。これらはいずれも、パートタイム労働者を含む未組織労働者の組織化にとって有利な条件とはいえなかった。

そして、このような問題点を抱えつつ、総評をめぐる状況を見るならば、労働市場におけるパートタイム労働の増加とその基幹化、派遣労働者の出現、地域ユニオンの相次ぐ発足など新しい動きが進展していた。こうした当時の労働

18) 「組織方針第二次草案」を参照（労働教育センター編（1979）に所収）。

力編成における変化は、すでに見た総評の組織的問題を刺激し、組織拡大を迫る要因であると同時に、組織化の難しさをも示すものであった。

さらに、総評内部には「600万総評」方針に加えて、労働戦線統一の議論の高まりがあった。この第二次労働戦線統一の実現に対しては高い期待が寄せられていたが、その反面、総評労働運動では平氏の先の指摘にあるような問題がつきまとい、パートタイム労働の組織化対策に集中するのは困難な状況であったと思われる。例えば、平氏は当時の心境を次のように語っている。「六〇〇万総評の運動を進めるにあたって、私ははじめに、労戦統一はいま一番正しい道だ。それに向けて進むけれども、総評自らが日常的に未組織労働者の組織化を進めることが統一のためにも必要だし、だから六〇〇万総評の推進に邁進するんだということを、会議で言うたんです。結果的には、統一問題と組織化とが双方とも進むということにならなかった。これも大きな反省点です¹⁹⁾」と、印象深い指摘である。労働戦線統一の議論が先行する中で、パートタイム問題対策の重要性が隠れがちとなっていたのかもしれない。

Ⅲ 地域の労働運動によるパートタイム問題への接近

(1) パートタイム労働対策の始動

ここでは、第3の側面として地域の労働運動を取り上げる。その際に、『総評四十年史 第二巻』（1993年刊）に依拠し、未組織労働者の組織化を軸に検討²⁰⁾する。

1980年、当時総評顧問（元総評議長）であった太田薫氏は、「この未組織の労働者（中小零細企業の未組織労働者—引用者）を、労働運動の戦列にひき入れることに成功するならば、私は総評に大きい未来はあると信じている」と、

19) 平（1990）、113頁。なお、平氏は未組織労働者の組織化運動ではパートタイム労働者間交流、専属オルグや地区労の役割をあげて、「一つの基礎ができたのは前進だった」と評価する（同前（1990）、113頁）。

20) 『総評四十年史』編纂委員会編（1993）、99-110頁、421-482頁を参照。ここでの「地域運動」の定義は同前（1993）、422頁。

総評結成30周年へ言葉を寄せた。²¹⁾総評よる「未組織の組織化」運動は、まず都道府県・地区の単位での中小企業労働者組織化への取組があげられる。初期のものとしては55年7月の全国一般合同労働組合連絡協議会の発足があり、60年6月には総評全国一般労働組合が結成され、²²⁾また全国各地では中対オルグの配置が行われた。このようにして地域で結成された組合は合同労組と呼ばれ、中小零細企業労働者の労働条件の向上やそのための組織化（全国統一運動）に活動の力点が置かれた。²³⁾当時、総評の『中小企業労働運動必携』（1956年刊）において清水慎三氏は合同労組の育成を、「地評を合同労組の父とすれば地区労は合同労組の母である」とし、中でも地区労の役割の重要性を、「父が地評であろうと全国単産であろうと、地区労組織という母なる母乳なくしてはすこやかな成長は期待できないことを十分知っておく必要がある」と表現した。²⁴⁾地域労働運動は、とりわけ地区労は組織化の役割と切り離せないところに位置していた。

例えば総評全国一般労組加盟の東京一般労働組合によるパートタイム対策のきっかけは、同組合が70年代に行った労働者の生活実態把握の調査であった。それによって中小零細企業労働者（夫）の配偶者（妻）の就業が明らかとなったことで、パートタイム労働による低賃金構造の再生産という事実が目向き、パートタイム問題への取組を開始したという。²⁵⁾この調査について全国一般労働組合書記長・松井保彦氏は次のような興味深い感想を述べている。すなわち、「自分のかみさんがパート労働者として自分と同じ職場にいたら大騒ぎするはずなのに、なまじ、人のかみさんなものだから大騒ぎにならない（笑）。人の心の痛みがわからないというのは、そういうことです」²⁶⁾と。ここから分かるのは、中小零細企業労働者への教宣を通じてパートタイム労働の実態に直面したとい

21) 太田（1980），18頁。

22) 全国一般30周年実行委員会編（1985）。

23) 全国一般30周年実行委員会編（1985），170頁，江原（1960），沼田編（1963）を参照。

24) 清水（1956），126，128頁。

25) 松井（1985），20，21頁。

26) 松井・柴田（1986），42頁。

うだけにとどまらない次のような事実である。それは、労働組合の活動において女性パートタイム労働者が抱える労働問題を他人の妻の問題であるとして見過ごすことが当たり前になっているということである。このような日常に見られる既婚男性労働者の認識の形成も、パートタイム問題への取組を難しいものにする要因と考えられる。²⁷⁾同様の事例は後述のパート対策交流会議の討論内容でも見られた。

石油危機後、合理化に伴って失業者数の増加や、女性やパートタイム労働者の解雇が深刻化し、「地方や地区の労働組合組織に深刻な課題」として降りかかることになった。²⁸⁾総評は同時期、「地域共闘強化全国交流会集」（1978年9月）を開催し、地域が抱える労働問題への取組状況を共有しようとした。第2回交流会集（1979年11月、名称は「地域労働運動を強めるための全国交流会集」）では雇用問題、パートタイマー問題、家内労働問題、労働条件の地域格差の問題が議論にあがり、未組織の組織化の議論では地域労働運動の役割が集会に出席した当時の総評事務局長・富塚光夫氏によって注目され、その運動強化の必要性が謳われた。²⁹⁾続く第3回交流会集（1980年10月）では、中小企業労働者の組織化に加え、パートタイム組織化が地域の運動・課題として示された。地域の労働運動と総評のパートタイム労働対策との連携は80年代にさらに加速する。

まず、80年7月、総評は単産・地評組織担当者会議の「80年度年間組織活動計画の具体化」の中で、パートタイム労働に関わる「基本的考え方」を示している。³⁰⁾そこでは、労働運動の周辺部に位置し、劣悪な労働条件の下にある「商業・サービス、小規模、女子、パートタイマー・下請労働者」が増加していることが指摘され、その組織化を産別による組織拡大からだけでなく、賃金・労働条件の格差の解消や、「労働運動全体の力量強化のためにも急務」であると位置づけた。パートタイム労働者の組織化を明示したこの位置づけを、『総評四十年史 第二巻』では次のように評価している。それまで総評では、パートタイ

27) 既存組合の組織内部の問題点について、例えば伊藤（2004）を参照。

28) 『総評四十年史』編纂委員会編（1993）、98頁。

29) 富塚（1979）、33-35頁。

30) 総評第1組織局（1980）、10頁、『総評四十年史』編纂委員会編（1993）、105頁。

ム労働を、「不安定な雇用関係で格差をつくりだし、合理化の尖兵」とみなし、そうした雇用形態の創出を認めないという立場をとっていたが、この「基本的考え方」はそういう「従来の総評の発想からの脱皮」を意味していたからである。パートタイム労働³¹⁾の労働組合運動上での位置づけや取組の始動という変化は、パートタイム労働に対する総評の発想の転換を追ったのである。

80年前後のパートタイム労働対策の進展は、その他に、総評組織局の冊子「パートタイマー組織化によせて」（1980年12月）の作成や、この冊子で記された総評全国オルグ団による79年秋の「不安定雇用問題研究会」の発足、総評組織局と総評弁護団による『パートタイマー 泣きねいりはやめよう』（82年5月）の刊行があげられる。

これらの資料をみると、パートタイム労働の問題とは「格差」の問題に他ならないということであった。前者の冊子「パートタイマー組織化によせて」では、格差の原因が柔軟的労働力の需要・コスト削減・雇用調整にみられる「企業の政策」と、本工・正社員（その労働組合）とパートタイム労働者の意識とに起因するものであるとしている。ここでいう、本工・正社員（その労働組合）の意識とは、自らの雇用調整弁としてパートタイム労働者の存在を捉えることを指し、他方パートタイム労働者の意識とは「男女の役割分担」に基づいた「格差を是認する意識」を指すものである。このような企業の政策と労働者の意識とに起因する「格差」を解消するための行動がパートタイム労働者の組織化であった。その組織化による対応の根拠は次の点に求めた。一つは、パートタイムという雇用形態によって労働評価や労働条件の「差別」が行われていることを仲間として見逃してはならないこと、もう一つはこの雇用形態の存在が本工自身の労働条件への悪影響（例えば賃下げ効果、争議効力の低下、組合の代表性の低下）を及ぼすということであった。これらがここで認識された問題性としての範疇であった。

こうしたパートタイム労働対策の進展に歩調を合わせていたのは、50年代か

31) 『総評四十年史』編纂委員会編（1993）、105、106頁。

32) 『総評四十年史』編纂委員会編（1993）、102頁。

らの傾向ともいえるが、単産よりもむしろ県評・地区労の活動・運動であった³²⁾。その理由の一つは、例えば内山（1982）が指摘するように、地域拠点をもたない単産があり、その役割を果たすことが難しいということがあげられる³³⁾。また、産別の窓口ではなく、県評・地区労がパートタイム労働者の相談の窓口になり、紛争解決に取り組んできたということも一助であったと考えられる。

（2）地域ユニオンの対応と運動の広がり

1980年代に、地域において「ユニオン」が相次ぎ発足し、その活動が活発化していた³⁴⁾。社会的注目を集めたのが、81年3月に開催された東京南葛一般・葛飾地区労の「パート110番」³⁵⁾や、84年3月発足の江戸川ユニオンであった³⁶⁾。例えば、江戸川ユニオンは個人加盟を採用し、当時の江戸川区労協の方針にあった「中小・パート・関連産業の未組織労働者の組織や相互扶助の活動をすすめる、格差・差別を許さない地域の労働者共同社会をつくり出していくことを追求する」という流れを汲み、パートタイム労働者の労働相談や紛争解決を行い、その団結に向けて結成された経緯がある³⁷⁾。個人加盟の地域ユニオンは、これ以後、87年30組合、89年49組合、91年62組合と増加していく³⁸⁾。

こうした動きに触発されるかのように、総評本部は82年7月に10県評、2単産、総評7名、総評弁護団2名の計35名によるパート対策交流会議（於・熱海）を開催する³⁹⁾。会議資料の昌頭の文章によれば、この会議は、パートタイム労働対策において期待された「単産のイニシアティブ」の發揮が見られなかったため、

33) 同様の指摘は総評の『中小企業労働運動必携』や高木（1957）においても言及されている。

34) 地域の労働運動の活性化については、『総評四十年史』編纂委員会編（1993）、469、470頁を、また合同労組とユニオンの性格の相違点については浜村（2003）を参照。

35) 北岡孝義氏（当時・総評組織局長）によれば、総評・県評・地区労でも労働相談・生活相談窓口を開設しているが、「そこをパート――〇番と切り替えたところに、新しい運動の広がりが見えた」と評価している（全統一労組ほか（1989）、21頁）。

36) 小畑（1984）、小畑・佐藤（1990）、『総評四十年史』編纂委員会編（1993）、108頁。

37) 小畑（1984）、65、64頁、長峰（2003）。

38) 『総評四十年史』編纂委員会編（1993）、109頁。

39) この交流会議には、総評と総評弁護団を除くと、氏名から推測して女性5名の参加があった。

この状況を打破し、「次の展望をきりひらいていくため」に開催されたものであった⁴⁰⁾という。ここでも単産による組織化活動の低調さが見られた。

交流会議の議論は当然のことながらパートタイム労働問題に集中し、多様かつ多数の意見が交わされた。例えば、パートタイム労働者が相談しあう場の創造について、未組織の組織化に対する単産の消極性について、南葛飾区労協のパート110番の設置経緯、取組の遅れる総評のパート問題、組織化の単位、「新しい組織化の概念」創出の提起、地区労の役割、資金問題、組合加入のメリットについて等であった。これらの発言の中には、前述した性差別や性別役割分業の問題性を指摘するものもあった。

東京（葛飾地区労）「もう一点、パート問題というのは、男女差別問題でもあるといえます。消費支出の増大から、家庭の主婦が働きにでなければならぬ。にもかかわらず、まず、夫がそれに理解を示さないとか、職場では、男子本工がパートは補助だから低賃金、無権利で当然だという意識や姿勢の問題です。生産活動や社会生活、家庭生活にとって、いまやかかせない主婦労働であるにもかかわらず差別意識をもつ男性側の問題であるということです。」⁴¹⁾

新潟（地区労）「関連する話ですが、パートで働いている人の70%が、組織労働者の奥さんだといわれている。ですから、パートの組織化にあつては、まず、組織労働者の奥さんに働きかけ、ルートをつけるという方法はかなり使えらと思います。しかし、なかなかそうはいかない。それは私たち組織労働者自身の意識に問題があるということではないか。」⁴²⁾

このような、パートタイム問題を「男女差別問題」として、また「男性側の問題」や妻に組合勧誘を躊躇する「組織労働者自身の意識」（夫）の問題であると捉える意見は、パートタイム労働問題の核心に近づこうとする指摘であった。

40) 日本労働組合総評議会（1982），2頁。未組織の組織化にみる単産の消極性の一例は、柳生（1987）が紹介する、「補助的な仕事しかやらないパートを、なぜわれわれ同じようにしなければならぬのですか」「賃金・労働条件を一緒にするのは悪平等だ」等の組合幹部発言にみられた（同前，23頁）。

41) 日本労働組合総評議会（1982），38頁。

42) 日本労働組合総評議会（1982），51頁。

女性労働に対する差別意識が、女性パートタイム労働者の低賃金や法的保護の欠如をもたらす要因となりえると考えていたからである。交流会議での発言者の認識は、地域におけるパートタイム問題への取組を通じて、そのような位置まで到達していたのである。

交流会議は、その「まとめ」で、パートタイム労働をめぐるアプローチの具体論の必要性や、行政対策や立法政策への個別運動からの取組、一県一相談窓口の開設を通じたパートタイム労働者の労働条件の引上げ等を提起して終了し⁴³⁾た。ただ、会議において事態の核心に迫る多数の発言があっただけに、この「まとめ」は物足りなさを感じさせるものであった。その後、82年のこの交流会議から一拍おいた86年から、総評は各地域で発足したユニオンと「パートタイマー全国交流集会」を開催し、引き続き意見を交わす機会を設けた。⁴⁴⁾

ここで、地域ユニオンの資料に見られた印象深い事例をあげてみたい。一つは、第4回パートタイマー全国交流集会（1989年3月）における、母子世帯で子どもを育てる女性労働者の組織化についての紹介である。そこでは、組織化の集会に参加する際に彼女たちは当然子ども同伴にならざるを得えなかったことや、低賃金ゆえの転職が組合活動の維持に影響をきたすことが報告されている。また、母子世帯であるがゆえに、子どもの病気の際にその看護の必要から傷病有給休暇1ヶ月間の要求があがったという⁴⁵⁾。組合活動に参加するということは、当然ながら労働者の生活状況（この場合は育児）や雇用条件（有期）等と向かい合っていないかざるを得ないということ、そして決して賃上げのみが労働者の切実なニーズではないということにあらためて気づかされる。労働組合が労働者の抱える様々な問題や条件を認識し、これを前提として労働問題の解決や労働条件の向上へと結びつける方法を模索したことが、地域での活動を可能にしていたといえよう。

もう一つの事例は、当時、江戸川ユニオン書記長・小畑精武氏が、「ユニオ

43) 日本労働組合総評議会（1982），52-54頁。

44) パートタイマー全国交流集会は1984年には既に構想の域にあった（佐野（1984），33頁）。

45) 第4回パートタイマー全国交流集会（1989），11頁。

ンは、地区労が母体となって生まれたところが圧倒的であり、財政的・組織的に地区労への依存が極めて高い⁴⁶⁾と述べた上で、そのためユニオンの財政的な「自立」の確立はもちろんであるが、組織の「主体性」という面では、運動継続のために、「パート労働者や女性が積極的に執行部を担えるようにしていく努力と支援体制」が必要であると指摘していた点である⁴⁷⁾。このことは相談内容を把握できる体制づくりと、その体制が組織活動を維持する基盤へとつながり、地域ユニオンのメンバー自身がパートタイム問題の解決に重要な役割を担うという好循環が生じていたように思われる。そこには、問題の共有とその問題をどのような文脈の上におくのかという認識の共有による問題解決の可能性があったのではないだろうか。

しかし、1989年11月の総評解散と連合発足にあわせ、地区労の「地域組織」（都道府県別）への吸収が目前に迫っていた⁴⁸⁾。総評はもちろん、各地域のユニオンも労働戦線統一により転機を迎えることになる。

むすび

総評主婦の会、総評本部（婦人局、組織局）や総評弁護団、総評の地域労働運動、地域ユニオンが、パートタイム労働の拡大によって顕在化する問題に取り組もうとしたことは明らかであり、それに伴い各組織間では様々な場面で活動の接点が生まれることになった。

そうした活動や接点が存在しつつも、「パートタイム問題」の捉え方には同じ総評労働運動傘下の組織でありながらも、少なくとも二様の認識があったと考えられる。一つは、パートタイム労働の不安定さ、低い労働条件、法的保護の欠如、未組織等、その置かれた条件に注目した把握のされ方である。そしてもう一つは、主として性差別としてのパートタイム問題という捉え方であり、

46) 小畑（1989）、46頁。

47) 小畑（1989）、46、47頁。地域ユニオンにおける女性執行部（委員長・会長等）の比率を、コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク編（1993）に掲載の41のユニオンを用いて女性と推測される氏名を数えると、少なくとも15名おり4割近くは女性である。

48) 『社会主義』編集部（文責）（1989）。

ここには職場の労働者や組合員の意識や行動を問題にする視点が含まれていた。この2つの認識の違いは、例えば前者の捉え方が優先される状況では性差別による説明を求めた途端、それは「労働問題」ではなく「差別問題」という装いを付与される可能性を含んでいるのではないだろうか。パートタイム問題をどのように組み立てるかという作業には、パートタイム労働をめぐる問題の多様な側面のいずれを重視するかという選択がともない、この選択作業の結果、ある取組方法が導かれるが、その下で運動を展開すればするほど、選択から除かれた性差別の側面は依然として未解決のままになる可能性をもちかねない。パートタイム労働が労働市場に登場しつつも、「主婦労働」と長らく捉えられてきたことで、総評主婦の会が「労働問題として対処されなかった」（注13）と表現した状況はまさにその齟齬の結果の一つといえよう。

パートタイム労働は1980年代においては全雇用労働者の一割であって、決して高い比率を占めていたわけではない。だが、その後のパートタイム労働の拡大をみれば、ここで取り上げた70年代、80年代前半にみた総評主婦の会、男女雇用平等法制の要求運動、地域単位の労働運動等に見られる積み重ねられた経験は意義深い。現在まで、賃金、組織化、社会保険、セクシャルハラスメント等、パートタイム労働問題に対する労働組合の取組が試みられているが、必ずしも十分な解決には至っていない。このような状況を考えるならば、パートタイム労働問題をどのように組み立てるのかということを労働運動の課題としてあらためて検討することは無駄ではない。

【主な文献資料】

- 井上雅雄（1997）『社会変容と労働：「連合」の成立と大衆社会の成熟』木鐸社。
- 伊藤みどり（2004）「私はなぜ、女性ユニオンの結成を選択したのか」『労働法律旬報』1576号。
- 内山光雄（1982）「総評労働運動再生への道：産別機能の強化と地域労働運動」『労働経済旬報』1229号。
- 江原又七郎（1960）『日本の合同労組：組織運営・活動の実証的研究』法政大学出版局。
- 太田薫（1980）「未組織労働者の結集はかれ」『月刊総評』7月号。

小畑精武（1984）「地域ユニオンの組織化と地区労の役割」『月刊総評』6月号。

小畑精武・佐藤博樹（1990）「トクラリー労働組合6 江戸川地区労，江戸川ユニオン：地域に定住する人々の組合を求めて」『季刊労働法』157号。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局変（2001）『女性労働白書』（平成12年版）21世紀職業財団。

国民春闘共闘会議・総評主婦の会全国協議会（1980）「1980国民春闘 第16回内職パート大会」。

国民春闘連絡会・総評主婦の会全国協議会（1989）「1989年国民春闘 家内労働対策を強化する全国集会資料」。

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク編（1993）『ユニオン・にんげん・ネットワーク：コミュニティ・ユニオン宣言PARTⅡ』第一書林。

佐野明（1984）「パート問題と労働組合」『月刊労働組合』208号。

佐野明（1989）「地区労の歴史と階級的役割」篠藤光行編『総評運動の到達点と課題』社会主義協会出版局。

清水慎三（1956）「中小企業労働者の組織化と階級的統一行動態勢」入江正治編『中小企業労働運動必携：組織と闘い方の実践的手引』日本労働組合総評議会情報宣伝部。

『社会主義』編集部（文責）（1989）「総評解散とこれからの地域労働運動：地域労働運動の継承発展にむけて 共同討議」『社会主義』303号。

スコット，ジョーン（1992）『ジェンダーと歴史学』（荻野美穂訳）平凡社。

全国一般30周年実行委員会編（1985）『総評・全国一般30年（資料集）』総評・全国一般労働組合。

全統一労組ほか（1989）「特集／パートタイマー労働運動の今日・昨日 第4回パートタイマー全国交流集会」『月刊総評』5月号。

総評主婦の会（1971）「春闘 第7回内職大会」。

総評主婦の会（1973）「春闘 第9回内職大会」。

総評主婦の会全国協議会（1975）「75春闘 反インフレ，生活向上，働く権利をまもる 第11回内職大会」。

総評主婦の会全国協議会（1977）「77春闘第13回内職パート大会」。

総評主婦の会全国協議会（1979）「79国民春闘 第15回内職パート大会」。

総評主婦の会全国協議会編（1989）「総評主婦の会30年譜」。

総評組織局（1985）『総評組織局情報』53号。

総評第1組織局（1980）『総評組織局情報』29号。

総評婦人局（1989）「総評婦人労働運動のあゆみ（年表）」。

『総評四十年史』編纂委員会編（1993）『総評四十年史 第二巻』第一書林。

平四郎（1990）「“六百万総評”の夢」総評新聞編集部編『証言 総評労働運動』総評センター。

高木督夫（1957）「中小企業労働者の組織問題」大河内一男・氏原正治郎編『労働組合の組織と運営』弘文堂。

富塚光夫（1979）「地域労働運動を強めるために」『月刊総評』12月号。

長峰登記夫（2003）「コミュニティ・ユニオン運動の20年：現状と課題」浜村彰・長峰登記夫編『組合機能の多様化と可能性』法政大学出版局。

日本労働組合総評議会（総評・組織局）（1980）「パートタイマー組織化によせて」。

日本労働組合総評議会（1982）「地域におけるパートタイマーへのアプローチ 総評パート対策交流会議の記録」。

日本労働組合総評議会組織局・総評弁護団編（1982）『パートタイマー泣きねいりはやめよう』労働教育センター。

沼田稲次郎編（1963）『合同労組の研究：その実態と法理』労働法学研究所。

野村かつ子（1960）「総評主婦の会の組織と目標」『月刊総評』2月号。

浜村彰（2003）「合同労組からコミュニティ・ユニオンへ」浜村彰・長峰登記夫編『組合機能の多様化と可能性』法政大学出版局。

松井保彦（1985）「これからの未組織の組織化展望」『月刊総評』11月号。

松井保彦・柴田四郎（1986）「パートこそ日本の標準的労働者だ」『エコノミスト』4月8日号。

松尾忍（1984）「未組織労働者の実態と組織化の可能性」『月刊総評』3月号。

柳生賢一（1987）「パート労働者の組織化をめざして」『月刊労働組合』246号。

山田和代（1999）「労働組合における2つの女性組織の位相：1960年代の総評にみるその組織化と「賃金問題」」『ジェンダー研究』（東海ジェンダー研究所）2号。

山田和代（2004）「パートタイム労働をめぐるナショナル・センターの未組織対策：総評組織局の資料から」『彦根論叢』（滋賀大学）351号。

山野和子（1980）「パートタイマーの身分保障と労働条件の確立」『月刊総評婦人問題特集号』。

山野和子（1990）「均等法の闘い」総評新聞編集部編『証言 総評労働運動』総評センター。労働教育センター編（1979）『総評組織綱領と現代労働運動』労働教育センター。

労働省「労働組合基本調査」（「労働組合基礎調査」）各年。

労働省婦人少年局編（1979）『婦人労働の実情』（昭和54年版）大蔵省印刷局。